

2011年3月11日
みずほコーポレート銀行(中国)有限公司
中国アドバイザー一部

—上海市人民政府公告関連—

みずほ中国 ビジネス・エクスプレス
(第154号)

上海市、2011年1月から地方教育付加を徴税へ

平素より格別のご高配を賜りまして誠にありがとうございます。

上海市人民政府は2011年1月21日付で、『上海市の地方教育付加徴収開始に関する通達』(滬府発[2011]2号、以下、『通達』という)を公布しました。『通達』は、2011年1月1日から、上海市において「地方教育付加」の徴収を開始することについて決定したものです。『通達』の公布を受け、上海市財政局および上海市地方税务局は『上海市地方教育付加徴収管理弁法』(滬財教[2011]10号、以下、『管理弁法』という)を制定。「地方教育付加」の徴税基準などについて規定しました。

『通達』および『管理弁法』の施行に伴い、上海市の外商投資企業は昨年12月からの「都市維持建設税」および「教育費付加制度」の課税に続き、新たに「地方教育付加」も課税されることとなります。

『通達』および『管理弁法』は上海市を対象とした規定です。上海市以外の地域では、関連手続などが上海市と異なる可能性がございます。上海市以外の地域の情報につきましては、お近くの「みずほ」、もしくは関連当局までお問い合わせください。

中国・国務院は昨年12月1日、『内外資企業および個人の都市維持建設税と教育費付加制度を統一することに関する通達』(国発[2010]35号)を公布し、「都市維持建設税」および「教育費付加制度」につき、これまで適用対象外とされていた外商投資企業、外国企業、外国籍個人も徴税対象に含めることを決定しました。「都市維持建設税」と「教育費付加制度」は納税者が納付した増値税・消費税・営業税の合計額を課税標準として課税される付加税。「都市維持建設税」の税率は都市の規模によって7%、5%、1%に分けられ、「教育費付加制度」の税率は一律3%に規定されています。

こうした動きに続き、中国・財政部は昨年11月、『地方教育付加政策の統一に関する問題についての通達』(財綜[2010]98号)を公布。各地方政府に対して、「地方教育付加」の徴税を開始し、かつ徴税基準については、納税者が納付した増値税・消費税・営業税の合計額の2%にするように求めました。

『地方教育付加政策の統一に関する問題についての通達』(財綜[2010]98号)

1. 統一的な地方教育付加の徴収開始。地方教育付加の徴収を開始していない省は、省級財政部門が『教育法』の規定に基づき、当該地区の実情のあわせて速やかに地方教育付加の徴収開始に係る方案を研究・制定しなければならず、省級人民政府に報告して同意を得た後、省級人民政府が2010年12月31日までに財政部に報告して審査・承認を受けなければならない。
2. 地方教育付加の徴収基準の統一。地方教育付加の徴収基準は、単位および個人(外商投資企業、外国企業および外国籍個人を含む)が実際に納付した増値税、消費税、営業税の税額の2%に統一する。すでに財政部の審査・承認を受け、かつ徴収基準が2%より低い省は、地方教育付加の徴収基準を2%に調整しなければならず、調整基準の調整に係る方案は、省級人民政府が2010年12月31日までに財政部に報告し、審査・承認を受けなければならない。

『通達』および『管理弁法』は、上述の財政部の要求に基づき制定されたものと考えられ、上海市の増値税、消費税、営業税の納税者（外商投資企業、外国企業および外国籍個人を含む）に対する「地方教育付加」の徴税開始について明確化を図っています。

「地方教育付加」の徴税方法については、財政部の通達に基づき、納税者（外商投資企業、外国企業および外国籍個人を含む）が納付した増値税・消費税・営業税の合計額の2%としています。

増値税・消費税・営業税に係る付加税について、上海市では従前より「河道管理費」（1%）が課税されていましたが、昨年12月からは「都市維持建設税」および「教育費付加制度」が導入され、さらに2011年1月からは「地方教育付加」が新たに課税されることとなります。今回の措置により、上海市では増値税・消費税・営業税に係る付加税の税率が最大で13%となり、外商投資企業にとっては新たに税負担が増加するため、留意が必要です。

【 上海市における付加税制度 】

納付額 : 増値税・消費税・営業税の納付税額 × 税率

【 都市維持建設税 】	
・ 納税者の所在地が市区の場合:	7%
・ 納税者の所在地が県城・鎮の場合:	5%
・ 納税者の所在地が市区もしくは県城・鎮以外の場合:	1%
【 教育費付加制度 】	3%
【 地方教育付加 】	<u>2%</u>
【 河道管理費 】	1%

また、財政部の通達は、全国規模において「地方教育付加」の徴税、および税率の2%への調整を求めており、上海と同様の措置が他の都市においても採られる可能性があります。そのため上海以外の地域につきましても、「地方教育付加」に係る税務関連当局の動向を注視していく必要があります。

『通達』および『管理弁法』詳細につきましては、以下にごございます日本語訳（仮訳）、および8ページにごございます中国語原文をご参照ください。なお、関連手続きに関しましては、当局の見解をさらに確認していく必要があります。今後、追加の関連情報を入手次第、随時ご案内させていただきます。

上海市人民政府
滬府発[2011]2号
『上海市の地方教育付加徴収開始に関する通達』

各区・県人民政府、上海市政府各委員会・弁公室・局：

国および上海市の『中長期教育改革および発展計画綱要(2010-2020年)』を貫徹・実行し、多くのルートから教育経費を調達するため、『中華人民共和国教育法』および『財政部の上海市による地方教育付加徴収開始に同意することに関する返書』(財綜函[2010]78号)の精神に則り、上海市は2011年1月1日より、地方教育付加の徴収を開始する。ここに関連する事項について以下のように通知する。

1. 上海市行政区域内で増値税、消費税、営業税を納付する単位および個人(外商投資企業、外国企業および外国籍個人を含む)は、国の規定に基づき教育費付加を納付する以外に、本通達の規定に基づき地方教育付加を納付しなければならない。

地方教育付加は、単位および個人が実際に納付した増値税、消費税、営業税の税額の合計を計算徴収の依拠とし、徴収率は2%とする。

2. 地方教育付加は上海市地方税務部門が徴収に責任を負い、収入は全額、市級国庫に納める。地方教育付加の徴収および国庫への納入には、税務部門が統一して印刷・作成した税收証票を使用する。
3. 地方教育付加は政府性基金に属し、財政予算に組み入れ、「収支両ライン」管理を実施する。
4. 上海市の『中長期教育改革および発展計画綱要(2010-2020年)』における明確な目標任務に基づき、地方教育付加専門資金は一括して上海市教育事業の発展に使用する。上海市委員会、上海市政府が提起した「イノベーション推進、モデルチェンジ発展」の要求に基づき、「第12次5ヵ年計画」期間中、上海市の地方教育付加専門資金は、重点的に従業員の職業研修を主要内容とする人的資源建設に対する支援および促進に使用し、また上海市政府が確定する教育発展プロジェクトも同時に考慮に入れる。地方教育付加専門資金に係る具体的な管理使用弁法は、上海市財政局が関連部門と共同で、制定に責任を負う。
5. 上海市地方税務部門が地方教育付加に必要な費用を徴収する場合、上海市財政部門が部門予算を通じて統一的に手配し、地方教育付加から手数料の控除もしくは計上を行ってはならない。

6. 承認を受けずに、地方教育附加の徴収に対して無断で増額、減額、猶予、停止もしくは侵奪、滞留、流用を行った場合、『財政違法行為処罰処分条例』(国令[2004]427号)および『「行政事業性費用收受および罰金・没収金収入収支両ライン管理規定違反に係る行政処分暫定規定」公布・施行についての令』(国令[2000]281号)に基づき、責任者の法的責任を追及する。犯罪を構成した場合、法に基づき刑事責任を追及する。

7. 上海市の地方教育附加に係る具体的な徴収管理弁法は、上海市財政局、上海市地方税務局が制定に責任を追う。

上海市人民政府

2011年1月21日

上海市財政局 上海市地方稅務局

滬財教[2011]10号

『上海市地方教育附加徵收管理弁法』印刷・配布に関する通達

各区県財政局・地方稅務局、上海市財政監督局、上海市稅務局各直屬分局：

『上海市の地方教育附加徵收開始に関する上海市人民政府の通達』（滬府発[2011]2号）の規定に基づき、地方教育附加の徵收および管理を強化するため、上海市財政局および上海市地方稅務局は『上海市地方教育附加徵收管理弁法』を制定した。ここに印刷・配布する。遵守執行されたい。

上海市財政局
上海市地方稅務局

2011年1月30日

『上海市地方教育附加徵收管理弁法』

- 第1条** 国および上海市の『中長期教育改革および發展計画綱要（2010-2020年）』を貫徹・実行し、多くのルートから教育経費を調達するため、『中華人民共和国教育法』および『財政部の上海市による地方教育附加徵收開始に同意することに関する返書』（財綜函[2010]78号）、ならびに『上海市の地方教育附加徵收開始に関する上海市人民政府の通達』（滬府発[2011]2号）の精神に基づき、上海市は2011年1月1日から地方教育附加の徵收を開始する。地方教育附加の徵收管理を規範化するため、本弁法を制定する。
- 第2条** 上海市行政区域内で増値税、消費税、營業税を納付する単位および個人（外商投資企業、外国企業および外国籍個人を含む）は、国の規定に基づき教育費附加を納付する以外に、本通達の規定に基づき地方教育附加を納付しなければならない。
- 第3条** 地方教育附加は、単位および個人が実際に納付した増値税、消費税、營業税の税額の合計を計算徵收の依拠とし、徵收率は2%とする。

- 第4条** 地方教育付加は、上海市地方税務部門が徴収に責任を負う。納税者は、増値税、消費税、営業税を納付するとき一括して地方教育付加を納付しなければならない。
- 第5条** 地方税務部門が地方教育付加を徴収する場合、税務部門が統一して印刷・作成した税込証票を統一して使用する。
- 第6条** 地方教育付加は政府性基金に属し、財政予算に組み入れ、「収支両ライン」管理を実施し、収入は全額、市級国庫に納める。
- 第7条** 単位が納付する地方教育付加につき、企業は主要業務税金および付加に支出計上し、事業単位は販売税金に支出計上する。
- 第8条** 地方教育付加を国庫に収める場合、『政府収支分類科目』103類における「非税収入」01款の「政府性基金収入」27項の「地方教育付加収入」に記入し、支出の場合、205類における「教育」10款の「地方教育付加支出」に記入する。
- 第9条** 『上海市の中長期教育改革および発展計画綱要(2010-2020年)』における明確な目標任務に基づき、地方教育付加専門資金は一括して上海市教育事業の発展に使用する。地方教育付加専門資金に係る具体的な管理使用弁法は、上海市財政局が関連部門と共同で、制定に責任を負う。
- 第10条** 地方税務部門による地方教育付加の徴収に必要な費用は、同級の財政部門が部門予算を通じて統一的に手配し、地方教育付加から手数料の控除もしくは計上を行ってはならない。
- 第11条** 各級の財政、地稅、人的資源社会保障、教育、監査等の部門は地方教育付加の徴収、納付、使用に係る監督管理および検査を強化しなければならない。
- 第12条** 承認を受けずに、地方教育付加の徴収に対して無断で増額、減額、猶予、停止もしくは横領、着服、流用を行った場合、『財政違法行為処罰処分条例』(国令[2004]427号)および『行政事業性費用收受および罰金・没収金収入収支両ライン管理規定違反に係る行政処分暫定規定』(国令[2000]281号)に基づき、責任者の法的責任を追及する。犯罪を構成した場合、法に基づき刑事責任を追及する。

第13条 本弁法は2011年1月1日より施行する。

第14条 本弁法は上海市財政局、上海市地方税務局が解釈に責任を負う。

【 みずほコーポレート銀行(中国)有限公司 中国アドバイザー一部 仮訳 】

上海市人民政府
沪府发[2011]2号
《关于本市开征地方教育附加的通知》

各区、县人民政府，市政府各委、办、局：

为贯彻落实国家和本市《中长期教育改革和发展规划纲要（2010-2020年）》，多渠道筹措教育经费，根据《中华人民共和国教育法》和《财政部关于同意上海市开征地方教育附加的复函》（财综函[2010]78号）精神，本市从2011年1月1日起，开征地方教育附加。现将有关事项通知如下：

- 一、凡本市行政区域内缴纳增值税、消费税、营业税的单位和个人（包括外商投资企业、外国企业及外籍个人），除按照国家规定缴纳教育费附加外，应当依照本通知规定缴纳地方教育附加。

地方教育附加以单位和个人实际缴纳的增值税、消费税、营业税税额为计征依据，征收率为2%。

- 二、地方教育附加由本市地方税务部门负责征收，收入全额缴入市级国库。地方教育附加征收和缴库使用税务部门统一印制的税收票证。

- 三、地方教育附加属于政府性基金，纳入财政预算，实行“收支两条线”管理。

- 四、根据本市《中长期教育改革和发展规划纲要（2010-2020年）》明确的目标任务，地方教育附加专项资金统筹用于本市教育事业发展。按照市委、市政府提出的“创新驱动、转型发展”要求，“十二五”期间本市地方教育附加专项资金将重点用于支持和促进以职工职业培训为主要内容的人力资源建设，同时兼顾市政府确定的教育发展项目。地方教育附加专项资金具体管理使用办法，由市财政局会同相关部门负责制定。

- 五、本市地方税务部门征收地方教育附加所需费用，由市财政部门通过部门预算统筹安排，不得从地方教育附加中扣除或提取手续费。

- 六、凡未经批准，擅自多征、减征、缓征、停征或者侵占、截留、挪用地方教育附加的，要依照《财政违法行为处罚处分条例》（国令[2004]427号）和《关于发布施行〈违反行政事业性收费和罚没收入收支两条线管理规定行政处分暂行规定〉的令》（国令[2000]281号）追究责任人的行政责任；构成犯罪的，依法追究刑事责任。

七. 本市地方教育附加的具体征收管理办法，由市财政局、市地税局负责制定。

上海市人民政府

二〇一一年一月二十一日

上海市财政局 上海市地方税务局

沪财教[2011]10号

关于印发《上海市地方教育附加征收管理办法》的通知

各区县财政局、地方税务局，市财政监督局，市税务局各直属分局：

根据《上海市人民政府关于本市开征地方教育附加的通知》（沪府发[2011]2号）规定，为加强和规范地方教育附加的征收和管理，上海市财政局和上海市地方税务局制定了《上海市地方教育附加征收管理办法》，现印发给你们，请按照执行。

上海市财政局

上海市地方税务局

二〇一一年一月三十日

《上海市地方教育附加征收管理办法》

- 第一条** 为贯彻落实国家和本市《中长期教育改革和发展规划纲要（2010-2020年）》，多渠道筹措教育经费，根据《中华人民共和国教育法》和《财政部关于同意上海市开征地方教育附加的复函》（财综函[2010]78号），以及《上海市人民政府关于开征地方教育附加的通知》（沪府发[2011]2号）的精神，本市从2011年1月1日起开征地方教育附加，为规范地方教育附加的征收管理，制定本办法。
- 第二条** 凡在本市行政区域内缴纳增值税、消费税、营业税的单位和個人（包括外商投资企业、外国企业及外籍个人），除按国家规定缴纳教育费附加外，应当依照本办法规定缴纳地方教育附加。
- 第三条** 地方教育附加以单位和个人实际缴纳的增值税、消费税、营业税税额为计征依据，征收率为2%。
- 第四条** 地方教育附加由本市地方税务部门负责征收。纳税人应当在缴纳增值税、消费税、营业税时一并缴纳地方教育附加。
- 第五条** 地方税务部门征收地方教育附加统一使用税务部门统一印制的税收票证。

- 第六条** 地方教育附加属于政府性基金，纳入财政预算，实行“收支两条线”管理，收入全额缴入市级国库。
- 第七条** 单位缴纳的地方教育附加，企业在主营业务税金及附加中列支，事业单位在销售税金中列支。
- 第八条** 地方教育附加缴库时填列《政府收支分类科目》103类“非税收入”01款“政府性基金收入”27项“地方教育附加收入”，支出时填列205类“教育”10款“地方教育附加支出”。
- 第九条** 根据《上海市中长期教育改革和发展规划纲要（2010-2020年）》明确的目标任务，地方教育附加专项资金统筹用于本市教育事业的发展。地方教育附加专项资金具体管理使用办法由市财政局会同相关部门负责制定。
- 第十条** 地方税务部门征收地方教育附加所需费用由同级财政部门通过部门预算统筹安排，不得从地方教育附加中扣除或提取手续费。
- 第十一条** 各级财政、地税、人力资源社会保障、教育、审计等部门要加强对地方教育附加的征收、解缴、使用的监督管理和检查。
- 第十二条** 凡未经批准，擅自多征、减征、缓征、停征，或者侵占、截留、挪用地方教育附加的，要依照《财政违法行为处罚处分条例》（国务院令 第427号）和《违反行政事业性收费和罚没收入收支两条线管理规定行政处分暂行规定》（国务院令 第281号）追究责任人的行政责任；构成犯罪的，依法追究刑事责任。
- 第十三条** 本办法从2011年1月1日起施行。
- 第十四条** 本办法由市财政局、市地方税务局负责解释。

【ご注意】

1. **法律上、会計上の助言:**本資料記載の情報は、法律上、会計上、税務上の助言を含むものではありません。法律上、会計上、税務上の助言を必要とされる場合は、それぞれの専門家にご相談ください。
2. **秘密保持:**本資料記載の情報の貴社への開示は貴社の守秘義務を前提とするものです。当該情報については貴社内部の利用に限定され、その内容の第三者への開示は禁止されています。
3. **著作権:**本資料記載の情報の著作権は原則として弊行に帰属します。いかなる目的であれ本資料の一部または全部について無断で、いかなる方法においても複写、複製、引用、転載、翻訳、貸与等を行うことを禁止します。
4. **免責:**
 - (1) 本資料記載の情報は、弊行が信頼できると考える各方面から取得しておりますが、その内容の正確性、信頼性、完全性を保証するものではありません。弊行は当該情報に起因して発生した損害については、その内容如何にかかわらずいっさい責任を負いません。また、本資料における分析は仮定に基づくものであり、その結果の確実性或いは完結性を表明するものではありません。
 - (2) 今後開示いただく情報、鑑定評価、格付機関の見解、制度・金融環境の変化等によっては、その過程やスキームを大幅に変更する必要がある可能性があり、その場合には本資料で分析した効果が得られない可能性がありますので、予めご了承下さい。また、本資料は貴社のリスクを網羅的に示唆するものではありません。
5. 本資料は金融資産の売買に関する助言、勧誘、推奨を行うものではありません。